

【別紙様式】

箱根町は、新型コロナウイルス感染症への対応として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、制度要綱に定める交付対象事業の要件「新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生に資する事業」に該当する以下の事業を実施します。

事業名	箱根湯本温泉送迎バス運行支援補助金		
総事業費 (千円)	15,000千円	交付金関連事業費 (交付対象経費) (千円)	15,000千円
事業概要	<p>①目的 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出自粛等により観光客が激減し、厳しい運営環境にある箱根湯本温泉送迎バスの運営事業者に対して支援を行い、同バスの運行継続を図る。</p> <p>②交付金を充当する経費・算定根拠 令和3年度のバス事業収支赤字額の1/2を補助 (上限15,000千円)</p> <p>③交付対象 1) 交付対象者 箱根湯本温泉送迎バス運営事業者（箱根湯本温泉旅館組合）1者 2) 交付対象者の選定理由・選定方法 箱根湯本駅周辺の宿泊施設を巡回している箱根湯本温泉送迎バスはコロナ禍で観光客が激減するなか、これまで運行本数の減などにより継続運行に努めてきたが、予想を超える収益の悪化により事業継続が困難な状況となっている。 観光業が基幹産業である本町にとって、同バスの運行休止は、観光客の利便性が大幅に悪化することから、唯一の運営主体である箱根湯本温泉旅館組合を交付対象者として、補助金を交付する。</p> <p>④期待される効果 新型コロナウイルス感染症の影響下にあっても、バスの運行が継続されることで観光客の移動手段が確保・維持される。</p>		
新型コロナウイルス感染症への対応（経済対策）との関係	<p>箱根湯本温泉送迎バスは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う観光客の大幅な減少により、令和2年度決算では大幅な赤字となり、このままでは、事業の継続が困難な状況に陥っている。</p> <p>観光客の移動手段の確保・維持を図るためにバスの運行継続を支援する本事業は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けている地域経済の支援を通じた地方創生に資する事業に該当するものであり、地方創生臨時交付金を活用することが妥当である。</p>		